

武蔵野市合流式下水道緊急改善事業事後評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成27年4月9日付け国官会第99号）附属第I編ロ-7-(4)に定める事業として社会資本整備総合交付金の交付を受けた武蔵野市が実施する合流式下水道緊急改善事業について、事後評価を実施するにあたり、評価の透明性及び客観性を確保するため、第三者の意見を求める機関として、武蔵野市合流式下水道緊急改善事業事後評価委員会（以下「事後評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 事後評価委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 合流式下水道の公共用水域に与える影響
- (2) 合流式下水道の改善に向けての基本的な考え方
- (3) 各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
- (4) 合流式下水道改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
- (5) 前各号に掲げるもののほか、合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項

(組織)

第3条 事後評価委員会は、委員3人により組織する。

- 2 委員は、武蔵野市の下水道事業及び水環境等に詳しい有識者の中から市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 事後評価委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、事後評価委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成28年1月14日から同年3月31日までとする。

(会議)

第6条 事後評価委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 事後評価委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条

例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

（事務局）

第8条 事後評価委員会の事務局は、環境部下水道課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事後評価委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年1月14日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。